

令和4年仙審第30号

裁 決
漁船A浸水事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年2月18日17時25分

新潟県羽茂港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 1.1トン

登 録 長 6.61メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 25

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

Aは、前部甲板左舷側に巻揚げドラム（以下「揚網ドラム」という。）を船内外に振ることができる電動式の揚網機を備え、船底から舷縁までの垂直高さが、それぞれ船首1.45メートル船尾0.85メートルの刺網漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央部両舷にいけす、後部に機関室を配し、同室後方の左舷側にバッテリー、右舷側に燃料タンクをそれぞれ備えていた。また、船底外板と上甲板の間は空洞になっていて、同甲板下の所々に補強材が入っているものの隙間があり、機関室は水密が保持されていなかった。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、やりいかを漁獲対象とする刺網漁の目的で、船首0.3メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和4年2月18日17時00分羽茂港を発し、同港東方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、帰航と出航のたびに船揚げ場に船を揚げ降ろしする作業を行っており、同作業は、船揚げ小屋に設置されたウインチのドラムから滑車を介して伸びるワイヤロープを船首部両舷からV字状に出した2本のロープの両端につなぎ、ウインチでワイヤロープを巻き込むことにより海面から斜面の上にはほぼ等間隔に設置されたゴム製の緩衝材の上を引き揚げ、また、ウインチのブレーキを解除することによって自重で斜面を滑らせ、海面に降ろすものであった。

発航に先立ち、a受審人は、他船の陰となってAを直接視認することができない状況下、揚網ドラムを船外に振り出した状態で船揚

げ場から船を降ろす作業を始めたところ、船首が左舷側に振れ、船揚げ場付近に置かれた、船から網を揚げるときに使用するステンレス製の台（以下「ステンレス台」という。）と同ドラムが当たり、倒れたステンレス台が左舷船首部船底外板に接触して亀裂を生じさせ、そのまま発航すると同亀裂から船内に海水が流入するおそれがあったが、同台と船体外板は接触していないものと思い、船を降ろす作業を中断して船体外板を確認するなど、発航前の検査を十分に行わなかった。

a 受審人は、左舷船首部船底外板に生じた亀裂に気付かないまま、羽茂港を東行して前示漁場に到着し、17時20分羽茂港西防波堤灯台（以下「羽茂灯台」という。）から087度（真方位、以下同じ。）1.07海里の地点で、船首を東方に向け機関を微速力後進に掛け、267度の方向に0.1ノットの後進速力（対地速力、以下同じ。）で移動しながら投網を始めた。

こうして、a 受審人は、後進しながら投網を続けていたところ、左舷船首部船底外板の亀裂から海水が流入し続け、17時25分羽茂灯台から087度1.06海里の地点において、Aは、船首を090度に向けて投網中、機関室に浸水した。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、視界は良好であった。

その結果、機関等に濡損を生じ、来援した僚船にえい航されたものの、船首部を残して水没状態となり、のち沈没して廃船処理され、a 受審人は、僚船によって救助された。

（原因及び受審人の行為）

本件浸水は、羽茂港において、漁場に向けて発航する際、発航前の検

査が不十分で、左舷船首部船底外板に生じた亀裂に気付かないまま出航し、同港東方沖合で投網作業中、同亀裂から海水が流入し続けたことによって発生したものである。

a 受審人は、羽茂港において、漁場に向けて発航する場合、船を降ろす作業中、ステンレス台と揚網ドラムが当たり、同台が倒れたから、左舷船首部船底外板に生じた亀裂に気付かないまま出航することのないよう、同作業を中断して船体外板を確認するなど、発航前の検査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、ステンレス台と船体外板は接触していないものと思い、発航前の検査を十分に行わなかった職務上の過失により、左舷船首部船底外板に生じた亀裂に気付かないまま出航し、羽茂港東方沖合で投網中、同亀裂から海水が流入し、機関室に浸水する事態を招き、機関等に濡損を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 8 月 23 日

仙台地方海難審判所

審判官 植 松 正